

履行法改正に伴う 2号保険料改定のご案内

現在、紛争処理制度の対象は新築1号保険（義務保険）のみですが、2022年10月1日以降は2号保険においても紛争処理制度が利用可能となります。

これに伴い、以下表記載の当社保険商品について、(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターに納付する紛争処理負担金が保険料に加算されます。

●改定日 **2022年10月1日以降お申込み分**より適用

●対象保険商品（2号保険）および保険料改定内容

対象保険商品（2号保険）	加算額
ハウスプラスすまい保険（新築2号保険）	契約プランにより3,000円～4,000円/戸
既存住宅売買瑕疵保険	3,000円/戸
リフォーム瑕疵保険	3,000円/契約
住宅延長保証保険	3,000円/戸
大規模修繕工事のかし保険	保険金額により3,000円～20,000円/契約

●紛争処理制度について

保険付き住宅の契約当事者の方がご利用いただけます。※1

電話相談	一級建築士の相談員に電話相談ができます。（無料）
専門家相談	弁護士と建築士のペアによる対面相談が受けられます。（原則無料）
紛争処理	契約当事者間でトラブルが発生した場合、専門家が間に入って解決にあたる手続です。（申請料1万円※2）

※1 紛争処理制度の詳細は(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターのホームページをご覧ください。

▶ https://www.chord.or.jp/consult/support_system/support_system_03.html

※2 一部の保険付き住宅は、申請料が異なる場合があります。



国土交通大臣指定住宅瑕疵担保責任保険法人 第3号
国土交通大臣登録住宅性能評価機関 第4号
住宅金融支援機構 検査機関

ハウスプラス住宅保証株式会社

所在地 〒105-0022 東京都港区海岸1-11-1
ニューピア竹芝ノースタワー18階

TEL 03-4531-7205

Eメール eigyo@houseplus.co.jp

営業時間 9:00～17:00（土・日・祝日および弊社休日を除く）